

問17 「町会の集会施設を建築する場合、補助金があると聞いたのですが」

私たちの町会では、町会の集会施設を建築したいと考えています。このような場合に市の補助制度があるとのことですが、具体的に説明してください。

答 「ふるさとセンター整備事業補助金について御説明します」

市では、地域のコミュニティ活動を育成することを目的に集会施設（ふるさとセンター）の建築などに対して補助金を交付しています。

補助金の交付にあたっては、いくつかの条件や御注意いただきたいことがあります。ふるさとセンターの建築などの計画がある場合は、市民活動推進課まで御連絡ください。

★ふるさとセンター建設等への補助額

対象項目	補助割合	最高限度額
新築（建替え）事業	事業費の10分の8以内	2,000万円
建築用地取得事業	事業費の10分の8以内	3,000万円
増改築事業	事業費の2分の1以内	500万円
冷暖房工事	事業費の2分の1以内	50万円
バリアフリー化工事	事業費の2分の1以内	30万円
既存施設維持修繕事業	事業費の30万円を超える部分の2分の1以内	100万円

★建築面積・建築単価の上限

補助区分	世帯数	建築延床面積	用地面積
面積	500未満	125㎡まで	175㎡まで
	1000未満	150㎡まで	200㎡まで
	1000以上	200㎡まで	250㎡まで
建築単価	建築面積		㎡単価の上限
	125㎡まで		15万円まで
	125㎡を超えた部分		12万円まで

※計画をたてる前に次のことに御注意ください。

- ◎いずれの事業も市の交付決定を受けてから着手してください。
事業着手・完了後の補助金申請は一切受け付けません。
- ◎町会の世帯規模にかかわらず、建築延床面積は200㎡までです。
- ◎建築は、都市計画法及び建築基準法を遵守してください。また、千葉県福祉のまちづくり条例に適合した建物としてください。
- ◎柏市の補助を受けて建築した既存施設を建て替える場合は、建築後20年を経過していなければ、補助金の対象となりません。
- ◎この補助金の交付を受けて不動産を取得する場合は、町会を地縁法人化（⇒40ページ参照）し、町会名義での登記をすることが条件となります。
- ◎複数町会の連合で建築することもできます。その場合の補助対象面積は、各町会の世帯数の合計を基準とします。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課 TEL：7167-1126